

## ○えびの市訪問入浴サービス事業実施要綱

(平成21年9月24日えびの市告示第151号)

改正 平成24年1月16日告示第2号 平成25年3月29日告示第63号

平成26年3月18日告示第19号 平成27年12月24日告示第211号

平成28年3月23日告示第27号

### (目的)

第1条 この告示は、障害により日常生活を営む上で支障のある在宅の障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。）又は障害児（法第4条第2項に規定する障害児をいう。）（以下「障害者等」という。）で、その者の居宅において自ら入浴することが困難であって、施設においても入浴が困難なものに対し、訪問入浴車を用いて入浴介護を行い、身体の清潔を保持し、もって在宅の障害者等の健康の維持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は、えびの市とし、その責任の下に運営主体がサービスを提供するものとする。

### (運営主体)

第3条 運営主体は、第11条第1項に規定する登録を受けた事業者（以下「訪問入浴サービス事業者」という。）とする。

### (事業内容)

第4条 訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）は、事業の対象者（以下「対象者」という。）の居宅を訪問入浴車で訪問し、体温及び血圧測定並びに浴槽を提供して行なわれる入浴介護とする。

### (対象者)

第5条 対象者は、市内に居住地を有する障害者等であって、障害により施設等への移送が困難でその居宅において自ら入浴するのに支障があり、かつ、自らの居住で家族等が当該障害者等の入浴介護を行うことができない状態にある世帯の者とする。

### (訪問入浴サービス費の支給)

第6条 えびの市長（以下「市長」という。）は、対象者が訪問入浴サービス事業者からサービスの提供を受けたときは、当該対象者に対し、サービスに要した費用（光熱水費を除く。）について、訪問入浴サービス費を支給するものとする。

2 訪問入浴サービス費の支給対象となる訪問入浴サービスは、1週当たり1回とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

### (利用の申請)

第7条 訪問入浴サービス費の支給を受けようとする対象者（対象者が障害児の場合は、その保護者）は、訪問入浴サービス事業利用申請書（別記様式第1号）及び診断書（別記様式第2号）に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第7条第2項第1号に規定する書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、法の規定により介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けているものについては、当該添付書類を省略することができる。

（利用の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、支援が必要と認めたときは、次に掲げる事項について決定するものとする。

- （1） 支給対象回数
- （2） 訪問入浴サービス費を支給する期間
- （3） 負担上限月額
- （4） その他必要な事項

2 前項第3号の負担上限月額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第17条第1項の規定を準用し決定するものとする。

3 市長は、事業の利用の可否を決定したときは、当該申請を行った者に対し、訪問入浴サービス事業利用決定（却下）通知書（別記様式第3号。以下「決定通知書」という。）を送付するものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、訪問入浴サービス費の支給の決定を取り消すことができる。

- （1） 支給決定者が、訪問入浴サービス事業者から訪問入浴サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。
- （2） 支給決定者が、訪問入浴サービス費を支給する期間内に、市外に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- （3） 支給決定者が、第7条の規定による申請に関し、虚為の申請をしたとき。
- （4） その他市長が取消しの必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により訪問入浴サービス費の支給の決定を取り消したときは、当該取消しに係る支給決定者に対し決定通知書の返還を求めるものとする。

（訪問入浴サービスの額）

第10条 支給決定者に支給する訪問入浴サービス費は、当該支給決定者が1回の訪問入浴サービスについて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表に定める訪問入浴介護費を適用して得た額の同一の月の総額（以下「費用総額」という。）の100分の90に相当する額とする。

2 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額が、第8条第2項の規定に基づく負担上限月額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における訪問入浴サービス費の額は、費用総額から上限額を控除した額とする。

(1) 支給決定者が介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けていない場合 費用総額から前項の規定により算定された当該同一の月における訪問入浴サービス費を控除して得た額に地域生活支援事業（日常生活用具給付事業を除く。）に係る障害者等の負担額を加えて得た額

(2) 支給決定者が当該同一の月において法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費を支給される場合 前号の規定により算定した額に当該介護給付費及び訓練等給付費の額の合計額の9分の1に相当する額を加えて得た額

(3) 支給決定者が当該同一の月において法第29条第4項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費を支給される場合 第1号の規定により算定した額に法第29条第4項に規定する当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額を加えて得た額

(訪問入浴サービス事業者の登録)

第11条 訪問入浴サービスを行おうとする事業者は、訪問入浴サービス事業者登録簿への登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする事業者は、あらかじめ市長に、訪問入浴サービス事業者登録申請書（別記様式第4号）に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、登録の申請を行うものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により訪問介護に係る指定を受けた事業者については、指定通知書の写しをもって当該書類に代えることができる。

(1) 事業者の定款、寄附行為の写し及びその登録事項証明書

(2) 事業所の平面図

(3) 運営規程

(4) 支給決定者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

(5) 当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態

(6) 当該事業に係る資産の状況

(7) 前各号に掲げるもののほか、登録に関し市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った事業者が法第36条第3項第1号から第3項まで、第5号から第7号まで、第9号及び第10号のいずれにも該当しない場合は、当該申請のあった事業者を訪問入浴サービス事業者として登録し、訪問入浴サービス事業者登録通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

4 訪問入浴サービス事業者は、次に掲げる事項について変更があったときは、市長に当該変更に係る事項について、訪問入浴サービス事業者変更届出書（別記様式第6号）により届けなければならない。

- (1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事業所を含む。）の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 申請者の定款、寄附行為及びその登記事項
- (4) 事業所の平面図
- (5) 運営規程
- (6) 前各号に掲げるもののほか、変更に関し市長が必要と認める事項

5 訪問入浴サービス事業者は、事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、事業廃止・休止・再開届出書（別記様式第7号）により、その旨を市長に届けなければならない。

6 訪問入浴サービス事業者の登録の取消し等について、法第50条第1項の規定を準用する。この場合において、法第50条第1項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と、「指定障害者福祉サービス事業者」とあるのは「訪問入浴サービス事業者」と、「第29条第1項の指定」とあるのは「登録」と、「当該指定に係るサービス事業者」とあるのは、「当該登録に係る事業者」と読み替えるものとする。

（訪問入浴サービス手続）

第12条 支給決定者は、訪問入浴サービス事業者に決定通知書を提示して訪問入浴サービスに関する手続等を行うものとする。

（訪問入浴サービス費の委任払）

第13条 市長は、訪問入浴サービス費について、支給決定者から訪問入浴サービス事業者に対して請求及び受領の委任があったときは、当該訪問入浴サービス事業者に支払うことができるものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年1月16日告示第2号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第63号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月18日告示第19号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日告示第211号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日告示第27号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

訪問入浴サービス事業利用申請書

[別紙参照]

様式第2号（第7条関係）

診断書

[別紙参照]

様式第3号（第8条関係）

訪問入浴サービス事業利用決定（却下）通知書

[別紙参照]

様式第4号（第11条関係）

訪問入浴サービス事業者登録申請書

[別紙参照]

様式第5号（第11条関係）

訪問入浴サービス事業者登録通知書

[別紙参照]

様式第6号（第11条関係）

訪問入浴サービス事業者変更届出書

[別紙参照]

様式第7号（第11条関係）

事業廃止・休止・再開届出書

[別紙参照]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）

（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額）

**第十七条** **法第二十九条第三項第二号**に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん

酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 支給決定障害者等（共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。）であって、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円
- イ 指定障害者支援施設等（**法第三十四条第一項**に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（**法第二十九条第一項**に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の**地方税法**（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による**市町村民税**（**同法**の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の**同法第二百九十二条第一項第二号**に掲げる所得割（**同法第三百二十八条**の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（**同法**附則**第五条の四第六項**その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの

□ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。) 四千六百円

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。))を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあつては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号二、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零